

特定間伐等促進計画

山梨県 中央市
令和3年7月

(別記様式 1)

特定間伐等促進計画

山梨県 中央市
令和 3 年 7 月

1 特定間伐等促進計画の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第 4 条第 1 項の規定により定められた県の基本方針によると、令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間の特定間伐等の実施の促進の目標として、68,000 h a (年平均 6,800 h a) の間伐の実施を掲げている。

県の基本方針や本市の間伐の実施状況を勘案して、令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間で 140 h a (年平均 14 h a) の間伐を行うことを、本中央市特定間伐等促進計画の目標とする。また、主伐後の確実な再造林を中心とした造林の実施を促進する。

2 特定間伐等促進計画の区域

県の基本方針に定められた、特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準に従い、本市の特定間伐等促進計画の区域の範囲を別図のとおりとする。

3 特定間伐等の実施計画

(1) 間伐

事業実施主体	事業実施年度	所在場所				間伐を実施する森林の状況					間伐の内容			対図番号	交付金希望	備考
		都道府県	市町村	字(大字)	地番	面積	樹種	林齢	立木材積	適用	間伐の方法	間伐立木材積	間伐率			
森林組合	4	山梨県	中央市	関原 ぬくえ	2385	0.22	アカマツ	55	248.27		定性	74.48	30%			民有林1班
森林組合	3	山梨県	中央市	関原 向山	2419	0.39	カラマツ	24	183.08		定性	54.92	30%			民有林3班
森林組合	4	山梨県	中央市	関原 水上	2459	0.37	アカマツ	56	385.1		定性	115.53	30%			民有林3班
森林組合	4	山梨県	中央市	大鳥居 前山	5736	0.21	アカマツ	55	236.75		定性	71.03	30%			民有林4班
森林組合	5	山梨県	中央市	大鳥居 前山	5759	0.76	ヒノキ	34	203.58		定性	61.07	30%			民有林4班
森林組合	3	山梨県	中央市	大鳥居 前山	5759	0.37	スギ	24	224.46		定性	67.34	30%			民有林4班
森林組合	6	山梨県	中央市	大鳥居 前山	5763	0.30	アカマツ	58	211.22		定性	63.37	30%			民有林4班
森林組合	6	山梨県	中央市	大鳥居 前山	5714	0.38	ヒノキ	56	416.81		定性	125.04	30%			民有林4班
森林組合	7	山梨県	中央市	大鳥居 前山	5763	0.64	ヒノキ	58	335.31		定性	100.59	30%			民有林4班
森林組合	7	山梨県	中央市	木原 絵下林	2568	0.12	アカマツ	59	230.72		定性	69.22	30%			民有林1班
森林組合	7	山梨県	中央市	木原 後林	1686	0.23	アカマツ	55	227.39		定性	68.22	30%			民有林1班

(2) 造林

[illegible]

(3) その他間伐及び造林に関する事項

事業実 施主体	事業実 施年度	所在場所		内 容	交付金希望	備 考
		都道府県	市町村(郡)			

※ 普及活動等ソフト的取組に関する事項を記載

(4) 作業路網

[illegible]

(5) その他施設

事業実施主体	事業実施年度	所在場所				施設名				数量	対図番号又は林小班名	交付金希望	備考
		都道府県	市町村（郡）	字（大字）又は林班	地番又は林小班								

(6) 事業実施箇所

（国土地理院 1 / 25000 地勢図相当の図面又は 1 / 5000 森林基本図に図示）

- ・ 特定間伐等促進計画の区域を図示した上で事業実施箇所を図示
- ・ 対図番号又は林小班名を表示

4 森林経営計画等に基づく森林施業、森林施業の共同化等の推進

- (1) 森林経営計画の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進並びに提案型施業の実施の推進に関すること。
県林務環境事務所と連携し、森林所有者と林業事業体等の森林経営委託の推進を図り、森林経営計画の策定に向けた基盤づくりに努めるとともに、事業の実施に当っては、森林所有者へ収支や契約内容を明示する提案型施業を推進するよう事業体を指導する。
- (2) 施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に関すること。
間伐等の必要な森林について情報収集を行うとともに、公報等により森林所有者への施業の喚起を促すとともに、地区自治会等を通じ、境界の確認や集約化への合意形成を推進する。

5 路網の整備の推進、間伐等の効率化・低コスト化の推進

- (1) 路網の整備の推進に関すること。
林業事業体等と連携し、県造林補助事業等を活用した路網整備を進める。
- (2) 高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備、普及及び定着に関すること。
路網整備を進めることにより、計画地域において高性能林業機械の運用可能区域を拡大し、地域における間伐等の効率化・低コスト化を推進する。
- (3) コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化の推進に関すること。
県内における造林、保育の低コスト化技術導入の動向を注視し、伐採と造林の一貫作業やコンテナ苗の活用に係る情報提供等によりコストの削減を事業体に働きかける。

6 間伐材の利用の推進

- (1) 間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成の構築の推進に関すること。
間伐材の利用推進を図るため、公共施設等での間伐材の積極的な利用を推進するとともに、林業事業体、素材生産業者、製材業者等と連携し、民間施設等での利用の喚起を促していく。
- (2) 長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築の推進に関すること。
林業事業体、素材生産業者と連携し、管内の森林から間伐材の安定的な供給体制が構築されるよう努める。

7 人材の育成・確保等

- (1) 間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者等及び林業事業体の育成確保に関すること。
管内の林業事業体と連携し、人材の確保に努めるとともに、県森林総合研究所の研修を通じ、間伐や路網作設等の技術向上が図られるよう努める。
- (2) 林業事業体に対する経営手法・技術の普及指導等に関すること。
県の林業普及指導員と協働し、管内林業事業体の経営・技術の改善を推進する。